

社会福祉法人恵風会 そよ風の里
虐待防止マニュアル

利用者の人権の擁護、虐待防止のために、下記の要項に応じて、その対策を講じるものとする。

1 虐待防止責任者について

虐待防止の責任者は、管理者（施設長）とする。

2 未然防止のための対策について

- （１）職員の意識改革のために、倫理要綱、行動基準の作成及び意識改革の研修を行う。
- （２）未然防止システムとして利用者及び家族からの苦情等における解決を適切に行い、苦情解決の処理を機能的に活用する。

3 早期の発見・対応のための対策について

- （１）虐待の通告のために、それぞれの利用者及びその家族に虐待防止の責任者及び施設の職員が聴き取りを定期的を実施する。
- （２）虐待の立ち入り調査においては、虐待防止の責任者が行う。
- （３）被虐待者については、その虐待が行われないような保護を適切に行うこと。

4 再発防止の対策について

- （１）虐待を行った職員への指導及び行政への報告を行うこととする。
- （２）職員研修及び支援技術の向上の強化を適切に行うこととする。
- （３）苦情解決支援の強化及び第三者評価の導入を検討することとする。